

飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱

〔 22 生畜第 2425 号
平成 23 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成 23 年 8 月 31 日 23 生産第 4223 号
改正 平成 25 年 5 月 16 日 25 生畜第 158 号
改正 平成 26 年 3 月 26 日 25 生畜第 2009 号
改正 平成 27 年 4 月 9 日 26 生畜第 2074 号
改正 平成 27 年 9 月 30 日 27 生畜第 1823 号
最終改正 平成 28 年 4 月 1 日 27 生畜第 2085 号

第 1 趣旨

飼料生産型酪農経営支援事業（飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2423 号農林水産事務次官依命通知。以下「支援事業実施要綱」という。）に基づき実施する事業。以下同じ。）の実施のための推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。

第 2 事業実施主体

飼料生産型酪農経営支援推進事業（以下「推進事業」という。）の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる者とする。

- 1 都道府県協議会（都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。以下同じ。）
- 2 やむを得ない事由により、都道府県協議会が実施主体となることが困難な場合にあっては、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県及び地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）の協議により、認められた者

第 3 推進事業の内容

事業実施主体は、飼料生産型酪農経営支援事業の円滑な実施に必要な次に掲げる事業を実施するものとする。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の農業協同組合等に委託することができるものとする。

- 1 事業参加申込者（支援事業実施要綱第 8 の 1 の（1）の事業参加申込者をいう。以下同じ。）等に対する指導・助言
- 2 事業参加申込者への事業参加申込書等の申請手続支援
- 3 参加申込書総括表等についての都道府県への協議
- 4 飼料作物作付面積及び飼料作物作付延べ面積並びに環境負荷軽減の取組の現地確認等
- 5 その他の飼料生産型酪農経営支援事業の推進に必要な業務

第4 推進事業実施計画の作成手続

事業実施主体の長は、飼料生産型酪農経営支援推進事業実施計画（以下「推進事業実施計画」という。）を別記様式第1号により作成し、地方農政局長等に申請するものとする。

第5 推進事業実施計画の認定手続

- 1 地方農政局長等は、事業実施主体から第4の推進事業実施計画の申請があった場合は、計画の内容を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により推進事業実施計画を承認した場合は、事業実施主体の長に通知するものとする。
- 3 事業実施主体の長は、推進事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、1及び2の手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
 - (1) 推進事業の中止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 交付額の3割を超える変更

第6 業務方法書の作成

- 1 第5の1の推進事業実施計画の認定を受けた事業実施主体の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の事業開始までに、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を得るものとする。
 - (1) 推進事業の実施に関する事項
 - (2) 推進事業の実績の報告に関する事項
 - (3) その他業務運営に必要な事項
- 2 事業実施主体の長は、業務方法書の変更がある場合には、1の規程に準じて行うものとする。

第7 推進事業補助金の交付

地方農政局長等は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に必要な経費（別表に掲げるものに限る。）を事業実施主体に交付するものとする。

第8 推進事業の着手

- 1 推進事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、推進事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

2 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、推進事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合について、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、推進事業が適正に行われるようにするものとする。

第9 推進事業の実施状況の報告等

1 事業実施主体の長は、推進事業の実施状況の報告を取りまとめ、翌年度の6月末までに、別記様式第3号により地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等は、1に関わらず必要に応じて事業実施主体の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体の長は地方農政局長等の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第10 事業実施期間

推進事業の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

附則（平成23年8月31日 23生畜第4223号）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成25年5月16日 25生畜第158号）

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附則（平成26年3月26日 25生畜第2009号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月9日 26生畜第2074号）

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

なお、この通知による改正前の持続的酪農経営支援推進事業実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月1日 27生畜2085号）
この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表

区 分	内 容
1 謝金	飼料作物作付面積及び環境負荷軽減の取組の現地確認等、事業参加申込書及び交付申請書等の配布等並びに都道府県協議会会員（地方公共団体及び農業協同組合等の役職員を除く。）、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等
2 旅費	飼料生産型酪農経営支援事業の推進、指導及び現地確認等に要する都道府県協議会会員及び外部専門家への交通費及び宿泊費 等
3 事務等 経費	印刷製本費、協議会公印作成費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、備品費、賃金（正規職員の超勤及び臨時雇用に限る。）及び共済費（臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金） 等
4 委託費	事業実施主体が実施する事務の一部を農業協同組合等に委託する場合における当該委託に要する経費 等

番 号
年 月 日

〔
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業実施計画の認定の申請

飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、別紙のとおり資料を添えて飼料生産型酪農経営支援推進事業実施計画の認定を申請します。

飼料生産型酪農経営支援推進事業実施計画

事業実施主体 ○○県協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考

注：他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別紙2に記載すること。

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業交付決定前着手届

飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

事業実施者名	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式第3号

平成〇〇年度事業実施状況報告
(飼料生産型酪農経営支援推進事業)

番 号
年 月 日

〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

殿

〇〇県（都道府）協議会長

飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）別添の事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第3号の別添

平成〇〇年度事業実施状況報告
(飼料生産型酪農経営支援推進事業)

事業実施主体 〇〇県協議会

区分	主な取組内容	実施時期	実績額	備考

注：他の機関に対して委託を行った場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別紙に記載すること。

別記様式第 3 号の別添の別紙

委託先の主な取組内容と実績額

委託先名	主な取組内容	実績額
		千円